

グループホームやたの 料金表

令和6年6月～

要介護区分		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付 (1割負担分)	介護サービス費 (短期利用)	¥749 (¥777)	¥753 (¥781)	¥788 (¥817)	¥812 (¥841)	¥828 (¥858)	¥845 (¥874)
	医療連携体制加算Ⅰイ				¥57		
	医療連携体制加算Ⅱ				¥5		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ				¥22		
	口腔衛生管理体制加算				¥30		
	30日分	¥23,160	¥24,990	¥26,040	¥26,760	¥27,240	¥27,750
保険外給付	家賃相当額 (水道光熱費含む)	¥45,000/月 途中入退居 ¥1,500/日 短期利用の場合は¥2,000/日					
	食費	1日 ¥1,450 30日 ¥43,500 朝食 ¥350 昼食 ¥500 夕食 ¥500 お茶請け ¥100					
合計(30日分)		¥111,660	¥113,490	¥114,540	¥115,260	¥115,740	¥116,250

短期利用の場合は介護サービス費+医療連携体制加算Ⅰイ、サービス提供体制強化加算Ⅰ、介護職員等処遇改善加算Ⅰが加算されます(利用状況によって、若年性認知症利用者受入加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算が加算される場合もあります)。

【事業所全体に係る加算】

名称	かかる費用	要件
サービス提供体制強化加算		I, II, IIIのいずれかに該当する場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の70以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日	<input type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の60以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	<input type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の50以上である場合、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が100分の75以上配置されている場合に算定されます。
医療連携体制加算		I(イ・ロ・ハ)のいずれかに該当する場合、IIに該当する場合に加算されます。 24時間連絡可能な体制の確保及び利用者が重症化、看取りの必要が生じた場合などにおける対応の指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対してその指針の内容を説明し、同意を得ている場合に加算されます。
医療連携体制加算Ⅰイ	57円/日	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している場合に加算されます。
医療連携体制加算Ⅰロ	47円/日	<input type="checkbox"/> 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合に加算されます。
医療連携体制加算Ⅰハ	37円/日	<input type="checkbox"/> 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している場合に加算されます。
医療連携体制加算Ⅱ	5円/日	<input checked="" type="checkbox"/> 医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかを算定している場合で、医療的ケアが必要な利用者が過去3か月の間に1名以上いる場合に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	30円/月	<input checked="" type="checkbox"/> 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により毎月介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導をする場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6か月	<input checked="" type="checkbox"/> 利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、利用者の口腔及び栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合には加算されます。
協力医療機関連携加算		1, 2のいずれかに該当する場合に加算されます。
協力医療機関連携加算1	100円/月	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、かつ事業所等から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している場合に加算されます。
協力医療機関連携加算2	40円/月	<input type="checkbox"/> 利用者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた利用者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算		I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	<input type="checkbox"/> 第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制の確保、発生時の対応の取り決め、発生時の連携し適切に対応している、要件に応じた医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	<input type="checkbox"/> 要件に応じた医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算されます。
新興感染症等施設療養費	240円/日	<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣が定める感染症に利用者等が感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染した利用者等に対し、適切な感染対策を行い、介護サービスを行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算		I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月	<input type="checkbox"/> 利用者の安全と介護サービスの質を確保、職員の負担を軽減するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行っている、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の役割分担の取り組み等を行っている、業務改善の取り組みの効果を示すデータをオンラインで提出している場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	<input type="checkbox"/> 利用者の安全と介護サービスの質を確保、職員の負担を軽減するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行っている、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している、業務改善の取り組みの効果を示すデータをオンラインで提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円/月	<input type="checkbox"/> 利用者個々の心身状態等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、その情報を適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
栄養管理体制加算	30円/月	<input type="checkbox"/> 管理栄養士が職員に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。
夜間支援体制加算Ⅱ	25円/日	<input type="checkbox"/> 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、共同生活住居の数に1を加えた数以上である場合に加算されます。

【利用される方個々に係る加算】

名称	かかる費用	要件
初期加算	30円/日	<input checked="" type="checkbox"/> 利用登録日から30日間加算されます。
認知症専門ケア加算		I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	<input type="checkbox"/> 認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者を1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に専門的な認知症ケアを実施している、認知症ケアに関連する伝達や会議を定期的に開催している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円/日	<input type="checkbox"/> 上記の要件を満たした上で、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に加算されます。
認知症チームケア推進加算		I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円/月	<input type="checkbox"/> 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者で、かつ認知症チームケア推進研修を修了している者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状に支援するチームを組み、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の利用者個別に認知症の行動・心理症状の評価に基づいたチームケアを実施し、ケアの振り返りや計画の見直しを行っている場合に加算されます。
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円/月	<input type="checkbox"/> 認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者で、かつ認知症チームケア推進研修を修了している者を1名以上配置し、上記の取り組みを実施している場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	<input type="checkbox"/> 受け入れた若年性認知症の方に個別に担当者を定めている場合に算定されます。
看取り介護加算	72円/日	<input type="checkbox"/> 死亡日以前31日以上45日以下の期間に算定されます。
	144円/日	<input type="checkbox"/> 死亡日以前4日以上30日以下の期間に算定されます。
	680円/日	<input type="checkbox"/> 死亡日の前日及び前々日に算定されます。
	1280円/日	<input type="checkbox"/> 死亡日に算定されます。
入院時費用加算	246円/日	<input type="checkbox"/> 利用者が病院等への入院となった場合に、退院後の受入体制を整えている場合に加算されます。※1か月に6日を限度
退居時情報提供加算	250円/回	<input type="checkbox"/> 医療機関へ退居する利用者等について、退居後の医療機関に対して利用者等の心身状況、生活歴等の情報を提供した場合に加算されます。
退居時相談援助加算	400円/回	<input type="checkbox"/> 退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合に加算されます。
生活機能向上連携加算		I, IIのいずれかに該当する場合に加算されます。
生活機能向上連携加算Ⅰ	100円/月	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等から助言を受け、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に算定されます。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に算定されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算(短期利用)	200円/日	<input type="checkbox"/> 医師が認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難であり、緊急に短期利用が適当であると判断した方に、サービスを行った場合に加算されます。 ※7日間を限度

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×186/1000)が加算されます。